



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年2月15日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	杉 山 さ と み	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

(有)安藤組の社員が揖斐川町発注の「県単治山事業（高知谷）第一期工事」に関し、便宜を受ける等の見返りに同町職員に現金を渡したとして、令和4年12月1日に贈賄容疑で岐阜県警に逮捕された。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第1号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

(有) 安藤組（本店：揖斐郡揖斐川町）

4 停止期間

令和5年2月16日から8月15日まで（6カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)から(3)までに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p>	<p>10カ月以上12カ月以内</p> <p>7カ月以上9カ月以内</p> <p>4カ月以上6カ月以内</p>